

平成 2 7 年度

船橋市船橋駅南口市街地再開発事業
特 別 会 計 予 算

議案第5号

平成27年度船橋市船橋駅南口市街地再開発事業特別会計予算

平成27年度船橋市の船橋駅南口市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,603,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成27年2月19日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
20	財産収入	534,840
	05 財産運用収入	534,840
25	繰入金	320,000
	10 繰入金	320,000
30	繰越金	10
	10 繰越金	10
35	諸収入	42,950
	15 雑入	42,950
40	市債	705,200
	10 市債	705,200
歳 入 合 計		1,603,000

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
10	再開発事業費	244,900
	15 事業費	244,900
15	公債費	1,353,100
	10 公債費	1,353,100
20	予備費	5,000
	10 予備費	5,000
歳 出 合 計		1,603,000

第2表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
再開発事業	705,200	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。